

千葉県報

号外
令和8年3月31日

主要目次

- 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 千葉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 千葉県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則 三
- 千葉県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則 三
- 建設工事等契約事務取扱実施規程の一部を改正する訓令 三

規

則

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十七号

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則（平成九年千葉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第七項及び第八項を削る。

第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（関係書類等の保存）

第十六条の二 条例第二十六条第二項の規則で定める電磁的記録は、条例第十条の許可を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をもつて調製するファイルに情報記録したものとする。

2 条例第二十六条第一項に規定する書類及び図面の写し並びに条例第十六条に規定する土砂等管理台帳について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を条例第十条の許可を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を条例第十条の許可を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法

3 条例第十条の許可を受けた者が、前項各号の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

第二十條を削る。

別表第一カドミウムの項中「日本産業規格K〇一〇二（以下「規格」という。）五五・二、五五・三又は五五・四」を「日本産業規格（以下「規格」という。）K〇一〇二一三の十四・三、十四・四又は十四・五」に改め、同表全シアン^{シアン}の項中「規格三十八に定める方法（規格三十八・一・一及び三十八の備考十一に定める方法を除く。）」を「規格K〇一〇二一三の九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作^{蒸留}を行い、九・四、九・五、九・六若しくは九・七の分析を行う方法」に改め、同表有機燐^{有機燐}の項測定方法の欄を次のように改める。

規格K〇一〇二一四の七・二・一及び七・二・三に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつては規格K〇一〇二一四の七・二・一、七・二・二・二及び七・二・五又は七・二・一及び七・二・六に定める方法

別表第一鉛の項中「規格五十四」を「規格K〇一〇二一三の十三・二、十三・三、十三・四又は十三・五」に改め、同表六価クロムの項中「規格六十五・二（規格六十五・二・七）」を「規格K〇一〇二一三の二十四・三（二十四・三・七）」に改め、同表砒素^{砒素}の項中「規格六十一」を「規格K〇一〇二一三の二十・二、二十・三、二十・四又は二十・五」に改め、同表アルキル水銀の項中「付表三」を「付表一」に改め、同表ジクロロメタンの項、四塩化炭素の項、一・二一ジクロロエタンの項、一・一・一ジクロロエチレンの項、一・二一ジクロロエチレンの項、一・一・一トリクロロエタンの項、一・一・二トリクロロエタンの項、トリクロロエチレンの項、テトラクロロエチレンの項、一・三一ジクロロプロペンの項及びベンゼンの項中「日本産業規格」を「規格」に改め、同表セレンの項中「規格六十七・二、六十七・三又は六十七・四」を「規格K〇一〇二一三の二十

六・二、二十六・三又は二十六・四」に改め、同表ふっ素の項測定方法の欄を次のように改める。

規格K〇一〇二二の五・二及び五・三、五・二及び五・四、五・二及び五・五又は五・二及び五・六に定める方法

別表第一ほう素の項中「規格四十七・一、四十七・三又は四十七・四」を「規格K〇一〇二二三の五・二、五・五又は五・六」に改め、同表一・四―ジオキサンの項中「付表八」を「付表七」に改め、同表の備考第四号を次のように改める。

四 全シアンの項目の測定方法については、次のとおりとする。

イ 規格K〇一〇二二の九・六に定める方法により分析を行う場合にあつては、蒸留操作は装置にて行わないものとする。

ロ 昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表一に掲げる方法により測定する場合には、あつては、蒸留操作は装置にて行うものとする。

別表第一の備考第七号イ中「規格三十四・四」を「規格K〇一〇二二の五・二及び五・四」に、「ハロゲン水素」を「ハロゲン水素」に、「日本産業規格」を「規格」に改め、同号ロ中「規格三十四・一・一」に定める方法にあつては、注⁽²⁾第三文及び規格三十四の備考一を除く」を「規格K〇一〇二二の五・二及び五・五に定める方法による測定は、蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する」に、「これ」を「五・二に定める操作」に改め、同号を同表の備考第八号とし、同表の備考第六号中「日本産業規格」を「規格」に改め、同号を同表の備考第七号とし、同表の備考第五号中「規格六十五・二・六」を「規格K〇一〇二二三の二十四・三・二」に、「日本産業規格」を「規格」に改め、同号を同表の備考第六号とし、同表の備考第四号の次に次の一号を加える。

五 有機燐(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。)の項目について、規格K〇一〇二二の七・二・一及び七・二・六に定める方法により測定する場合において、七・二・二のクリーンアップを行うときは、七・二・二・二に定める操作とするものとする。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十八号

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則(平成三十一年千葉県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「日本産業規格K〇一〇二(以下この項において「規格」という。)(十・二・一)を「日本産業規格(以下この項において「規格」という。)(K〇一〇二一の十二)に、「規格三十五」を「規格K〇一〇二二の六」に改める。

別記第八号様式中

日本産業規格	K0102	12.1
日本産業規格	K0102	35

を

日本産業規格	K0102-1	12
日本産業規格	K0102-2	6

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

千葉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十九号

千葉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県青少年健全育成条例施行規則(昭和四十年千葉県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「環境生活部県民生活課」を「健康福祉部こども・若者政策課」に改正する。

に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

千葉県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十号

千葉県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

千葉県立農業大学校管理規則(平成二十三年千葉県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十条、第十一条第一項、第十四条、第十五条第一項及び第十六条中「生徒」を「学生」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

訓

令

建設工事等契約事務取扱実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第八号

建設工事等契約事務取扱実施規程の一部を改正する訓令

建設工事等契約事務取扱実施規程(昭和五十年千葉県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「に係る設計について検討のうえ、指名替え又は設計変更等再び入札に付するため」を「を再び入札に付するため、見積りの徴取、調達の実態を反映した設計の変更、指名業者の変更、入札参加資格要件の緩和その他」に改め、同条第二項中「最低入札者(最低入札者から見積りを徴することができないときは、最低入札者を除く他の入札者のうちの最低入札者)」を「最低価格入札者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、最低価格入札者から見積りを徴することができない場合は、他の入札者のうち最低の価格をもって入札した者又は知事が別に定める入札者から見積りを徴するものとする。
第十条に次の一項を加える。

3 入札の執行者は、前項の規定による見積りは、同一の工事等について三回を超えて徴することができない。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八